

株 主 各 位

第2期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

アイペットホールディングス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/shareholders.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等の状況

		第1回新株予約権 (い)	
発行決議日		2020年4月28日	
新株予約権の数		87,300個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 174,600株 (新株予約権1個につき2株)	
新株予約権の払込金額		本新株予約権と引換えに金銭を 払い込むことを要しないものとする	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり640円 (1株当たり320円)	
権利行使期間		2020年10月1日から 2026年3月23日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)	新株予約権の数	17,500個
		目的となる株式数	35,000株
		保有者数	1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名

(注) 新株予約権者が、下記(ア)、(イ)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、又は「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

(ア) 当社及び当社子会社・関連会社の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位

(イ) 当社の取締役会において、社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 佐藤明典 指定有限責任社員 業務執行社員 羽柴則央	19	非監査業務の内容：該当事項はありません。

- (注) 1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、32百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要
EY新日本有限責任監査法人	会計監査人として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人と締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

① 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意又は請求により会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

② 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当事項はありません。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、当事業年度末現在、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

① グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ア. グループ会社の経営管理に関する基本方針を定め、経営管理契約を締結する等により、グループ会社の事業特性、規模等に応じたグループ会社の経営管理を行う。
- イ. グループの内部統制の整備・運用にあたって各種のグループ基本方針を定め、グループ会社に周知し、グループ会社の事業特性、規模等に応じた体制を整備させる。
- ウ. グループ会社におけるグループの経営に影響を与える重要事項について、当社の承認・報告体制を整備する。
- エ. グループの財務報告の適正性および信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- オ. グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。
- カ. グループ会社全体での経営戦略および経営課題の共有を図るための体制を整備する。

② 取締役および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会および経営会議における取締役による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- イ. 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「グループ倫理規範」および「グループコンプライアンス基本方針」を定め、グループの役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ウ. 取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等の決定の手続きに係る透明性および客観性を確保する。
- エ. コンプライアンス課題への対応の具体的な実践計画としてグループのコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- オ. 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、グループにおいて法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。
- カ. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。
- キ. 「グループ情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ク. グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。
- ケ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置するとともに、「グループ内部監査基本方針」を定め、グループにおいて定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行う。内部監査結果については監査等委員会に報告を行い、監査等委員は取締役会に報告する。

③ リスク管理に関する体制

- ア. 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「グループリスク管理基本方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。
- イ. 「グループリスク管理基本方針」に従い、グループのリスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、グループの抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ウ. グループのリスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行う。
- エ. 「グループ危機管理基本方針」を定め、危機管理体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行う。
- イ. 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

- ア. 監査部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」という。）として、監査等委員会の職務を補助する。

- イ. 監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。
- ウ. 監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けない。
- エ. 監査等委員会スタッフは、その業務に関して必要な情報収集権限を有する。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
- イ. グループ会社における重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、速やかに監査等委員会に報告する。また、グループ会社のコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
- ウ. 監査等委員会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査等委員会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
- エ. 監査等委員会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員会に報告する。
- オ. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査等委員会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議等に出席し、意見を述べることができる。
- イ. 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。
- ウ. 役職員は、いつでも監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
- エ. 監査等委員が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査等委員の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- オ. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 全般

当社では、前述の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの推進、リスク管理、監査等委員会による監査の実効性の確保等について取り組んでおります。また内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

② 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役4名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会、及び、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議・決議を行っております。取締役会の運営においては、各取締役の業務状況の監督を行うため、議案の事前共有及び議事内容の事後共有の徹底に取り組んでおります。

③ コンプライアンスに関する取組み

当社は、「各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、社会から信頼される企業グループ」として、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つと位置づけ、役職員が遵守すべき法令・社内ルール等の周知徹底に取り組んでおります。

具体的には、役職員のコンプライアンス意識の底上げに向けた定期的な研修の実施に加え、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供するためのコンプライアンス推進に向け、信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のコンプライアンス・リスクを経営陣が主導して洗い出し、各グループ会社にとっての優先対応すべきリスクに対して、各事業の業務特性やその実態に合わせたコンプライアンス・プログラムを策定し、当該計画の推進状況について、定期的なモニタリングを行うことで企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理を実践しています。

また、当社は、役職員が法規制や社内ルールの違反、行動規範に反するようなコンプライアンス上あるいは倫理上の懸念・問題点を認識した場合の相談窓口として、「アイペットヘルプライン（グループ内部通報制度）」を設置し、研修等の機会を通じてその周知を図るとともに、利便性の向上のため、社外の独立した機関に外部窓口を設けております。

④ リスク管理に関する取組み

当社は、当社の業容及びペット保険という商品特性を踏まえ、当社経営の健全かつ持続的な発展に大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクの管理部門によるモニタリング結果を、経営会議での協議を経て取締役会において確認する体制を構築しております。

具体的には、主要子会社の損害保険会社の国内外の経済環境・金融市場の変動等の事業環境と保険引受リスク・資産運用リスク・流動性リスクへの対応状況、ソルベンシー・マージン比率の推移状況については、収益の源泉として管理していくべきリスクであると認識し、リスクとリターンとのバランスを勘案したコントロールを行っています。また、損害保険子会社およびその他子会社の事務リスク、システムリスク等子会社の事業活動に付随して発生する個別リスク管理は、リスクの所管を明確にさせて、リスクの発生の防止、軽減等の指導を行い、そのリスクのコントロール状況を定期的に経営会議に報告させ、必要に応じて協議し追加の対応策を導入するように指導しています。

また、保険会社等の公共性の高い事業を営んでいる会社を有していることから、緊急事態に際して被る経済的損失等を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するため、「事業継続態勢規程」を策定し、グループ各社の事業について、重要業務を継続して遂行できる態勢を予め構築させるよう管理しております。危機発生時においては、グループ会社における危機対策本部の運営状況、重要業務を継続するための対策および重要業務の継続状況等を把握し、必要に応じ当該グループ会社に適切な対応を指示できるよう危機管理態勢の整備を行っています。

⑤ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は取締役会等の重要会議に出席の上、取締役の職務の執行状況等に対し、必要に応じて意見を述べております。

監査上必要な議事録、稟議書類等は常時閲覧できる状態とし、また、必要に応じ、代表取締役を含めた役職員が監査等委員に説明を行うことで、実効性のある監査となるよう態勢確保に努めております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
アイペット損害保険株式会社	東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル	6,000百万円	6,840百万円

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	102	7,854	△3,051	△0	4,904
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7	7			15
親会社株主に帰属する当期純利益			38		38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	7	7	38	-	54
当 期 末 残 高	110	7,862	△3,013	△0	4,958

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	88	88	4,992
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			15
親会社株主に帰属する当期純利益			38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12	△12	△12
当 期 変 動 額 合 計	△12	△12	41
当 期 末 残 高	75	75	5,033

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称
アイペット損害保険株式会社
ペットオーライ株式会社

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
ペットファースト少額短期保険株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は総資産、経常収益、当期純損益および利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称
ペットファースト少額短期保険株式会社
- ・持分法を適用しない理由
当期純損益および利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶ期間を見積り、20年以内の一定の年数に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③株主優待引当金は、株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ペットオーライ株式会社が行うペットオーライ事業において、オンラインペット健康相談サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

時価算定会計基準等の適用による、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、顧客との契約から生じる収益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益の額は659百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高等

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高 (2021年4月1日)	期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	28	40
契約資産	—	—
契約負債	241	357

(注) 1. 契約負債は、主に、ペットオーライ事業における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 前受金は連結貸借対照表上、負債の「その他の負債」に含まれております。

3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、241百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 支払備金

当社の連結子会社であるアイペット損害保険株式会社(以下、「アイペット損保」といいます)は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に契約者よりアイペット損保への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生の損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点のアイペット損保への報告の有無により、普通備金とIBNR備金(IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金)に区分して算出しております。

①当年度の連結計算書類に計上した金額

支払備金 2,075百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を基に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乗じるにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過年度の保険金の支払実績等に基づき大蔵省告示第234号の方式により計算した結果を見積計上することとされております。当社は、同告示別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により積み立てを行っており、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乗じることで要積立額を算定しております。

イ. 主要な仮定

普通備金は、期末日時点で既に報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払金額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金はア.算出方法に記載の通り、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

ウ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌年度において主要な仮定において見込むことのできなかつた新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額の合計額は0百万円であります。内訳は、三月以上延滞債権0百万円であり、その他はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は289百万円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 特別損失の内容

①有価証券評価損

有価証券について、当社グループの保有する非上場株式について45百万円の減損処理を行っており、当該金額は特別損失として有価証券評価損に含めて処理しております。

なお、市場価格のない株式等の減損に当たっては、期末における出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合に、回復可能性等を考慮して、必要と認められた金額について減損処理を行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,860,773株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 42株

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

株式の種類	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当連結会計年度末残高(百万円)
普通株式	ストック・オプションとしての新株予約権	130,000	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権および借入金であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

借入金は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることといった流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの中核子会社であるアイペット損害保険株式会社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

ア. 信用リスク

有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、投資先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

預貯金、未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、預入先の格付管理や期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

イ. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

ウ. 流動性リスク

流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュフローの状況、個別金融商品の状況を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（注）参照）。また、現金及び預貯金、未収保険料、未収金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
有価証券	2,517		2,517		—
資産計	2,517		2,517		—
借入金	1,000		1,000		—
負債計	1,000		1,000		—

（注）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
組合出資金	200
非上場株式	304

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
うち公社債	—	604	—	604
うち株式	518	—	—	518
資産計	518	604	—	1,122

（注）2019年公表の時価算定基準適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は1,395百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
借入金	—	1,000	—	1,000
負債計	—	1,000	—	1,000

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定会計基準適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

借入金

借入金については、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	464円65銭
1株当たり当期純利益	3円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2021年度 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	102	27	5,625	5,652	2	2	△0	5,757	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7	7		7				15	
当 期 純 利 益					1	1		1	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	7	7		7	1	1		17	
当 期 末 残 高	110	35	5,625	5,660	4	4	△0	5,774	

	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	5,757
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15
当 期 純 利 益	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	
当 期 変 動 額 合 計	17
当 期 末 残 高	5,774

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 株主優待引当金は、株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

時価算定会計基準等の適用による、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 短期金銭債権	0百万円
(2) 長期金銭債権	625百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
営業収益	190百万円
営業費用	73百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	42株
------	-----

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

未払事業税	0百万円
税務上の繰延資産	0百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	2百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アイペット 損害保険 株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営管理料の受取 (注) 1	185	前受収益	34
				出向者人件費の支払 (注) 2	77	-	-
				増資の引受 (注) 3	1,000	-	-
	ペ オ ー ラ イ 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	経営指導 事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	625
				利息の受取 (注) 4	6	未収利息	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理料については、経営の管理、指導等の対価としての妥当性を総合的に勘案し、契約に基づき決定しております。
2. 出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。
3. 当社がアイペット損害保険株式会社の行った第三者割り当てを1株につき800円で引き受けたものであります。
4. 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	531円72銭
1株当たり当期純利益	0円18銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、収益認識に関する注記における開示目的に照らして重要性に乏しいため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。